

全軟野連発第 103 号

令和 7 年 5 月 19 日

都道府県支部

理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小山 吉男



連盟規程細則の改定(少年部の指導者年齢の引き下げ)について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、令和 7 年 4 月 11 日開催の第 2 回理事会に於いて決定しましたので、下記のとおり通知致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■連盟規程細則の改定について

改定内容：現在、少年部(少年・学童)の監督、コーチの指導者年齢が 20 歳以上となっているが、学童コーチ資格の取得が 18 歳以上から可能となっていることに合わせ、連盟規程細則に記載されている年齢を 18 歳以上に変更する。

■連盟規程細則対比表

(チーム編成等) 第 3 条 3 項(P40)

現行	改訂案
3 少年チーム(少年部・学童部)は、監督 1 名、コーチ 2 名以内、選手 10 名以上 25 名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは 20 歳以上でなければならない。	3 少年チーム(少年部・学童部)は、監督 1 名、コーチ 2 名以内、選手 10 名以上 25 名以内で編成しなければならない。ただし、監督、コーチは <u>18 歳以上</u> でなければならない。

■適用年度

令和 7 年シーズンより適用する。

以上